

ふくしま未来研究会助成金募集要項

助成の趣旨

この助成事業は、毎年篤志家（企業）から寄せられた寄付金の運用益にて、「よりよい福島市の未来像を研究し、その実現を支援する」事業を行う個人、団体の活動を金銭的に支援（助成）します。

対象となる活動・事業

例として、以下の分野の活動を想定しています。

- ① 福島市の復興・再生に向けた活動をする企業、団体の支援。
- ② 福島市で創業する若人の支援。
- ③ 福島市を元気にする活動の支援。
- ④ 福島市外、県外、国外で福島市を支援する個人、団体の支援。
- ⑤ その他、関連する事業。

実施期間

おおむね2年以内。

ただし、事業の性格・内容により、必要と認められた場合は、認められた期間とします。

助成(協賛)額

一般コース 200万円未満

特別コース 200万円以上、2,000万円以内。

対象となる経費

1.支出の期間

助成の対象となる経費は、助成決定から1年までに支出される経費とします。

ただし、実施期間の延長が認められた場合は、助成決定からその認められた期間までに支出される経費とします。

2.助成金の使途

原則として、助成金の使途に制限を設けません。

新たに取り組む事業の経費で、人件費、会議費、旅費交通費、設備・機材・備品の購入費、活動拠点の整備費、印刷製本費、通信運搬費、謝金など、活動や事業に直接必要な経費を対象とします。スタッフなどの飲食等のための経費は対象とはなりません。また、外部委託費については、事業の内容や主体的関わりの程度に応じて判断します。

3.助成金の使途

原則として各種広告物の制作費等に使用とします。広告物に出稿する原稿は当法人と相談の上、決定します。

応募できる団体

次のすべてに該当する団体とします。

- (1)住民が主体となって継続的、自発的に地域社会に役立つ活動を行う団体（法人

格の有無は問いません)。ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする活動、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とする活動、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある活動を目的とする団体は除きます。

- (2)原則として、主たる活動の区域が福島県県北地域(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、安達郡、伊達郡)にあること。
- (3)団体の事務を行う場所を福島県県北地域に有すること。
- (4)定款または規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。

申請期間・申請方法

1.申請期間

随時、申請を受け付けます。

2.申請書

ふくしま未来研究会に請求くだされば、郵送でお送りします。

3.申請方法

(1)ご持参又は郵送で申請書類一式を提出してください。

(2)申請書類

- ① ふくしま未来研究会助成金申請書(団体概要、事業概要、収支予算、事業日程)
- ② 定款または規約、役員名簿、直前年度の決算書(A4版、書式は任意)
- ③ その他(パンフレット・会報などの団体資料があれば添付してください)

(3)申請できる事業数は1団体あたり1事業です。ただし、協議体等で申請する場合は、団体名が重複しても構いません。

(4)提出いただいた書類や資料等はお返ししません。

4.申請書類送り先

〒960-8031 福島市栄町10-4 エスケー栄町ビルⅢ2階
一般財団法人 ふくしま未来研究会
電話：024-522-4610 FAX：024-572-7278

審査の手順

1.事前審査

助成金の趣旨に沿った選考を行うために、ふくしま未来研究会において事前審査を行います。申請書の記載事項や提出書類等に不備や不明な点がある場合は、面談を行い、記載内容の確認と必要に応じた修正をしていただく場合があります。

2.審査

事務局にて審査のうえ理事会に諮り、理事長の決裁を受け助成します。

審査の基準

- 1.実行可能性：実際に実行可能なプランか
- 2.社会性：事業実施による住民への社会的効果はどの程度か
- 3.先進性：県北地域にとって先進的な事業か
- 4.継続性・波及効果：助成事業後の事業継続が見込まれるか
住民や他の団体等への二次的な効果があるか
- 5.経費の妥当性：経費の内容(使途・金額)は妥当か

審査結果の通知と助成金の交付

1.審査結果の通知

審査結果は、申請書類受理後、おおむね2ヶ月以内に郵送でお知らせします。その後、助成対象となった団体には、助成金支払い手続きをご案内します。

2.助成金（協賛金）の支払い

審査結果の決定通知後、助成予定額の全額を支払います。助成対象事業終了後の実施報告を受けて精算します。

3.交付の方法

金融機関口座振り込みにより交付します。振り込み時までに団体名義の通帳を用意してください。

助成事業の表示（助成金の場合）

助成対象事業実施の際にチラシ、ポスター等を作成する場合、および物品を購入する場合は、「一般財団法人ふくしま未来研究会助成金事業」など、この助成金の対象事業であることをできる限り表示してください。

事業報告等について

対象となる活動が終了してから60日以内に次の書類を提出していただきます。

- ①実績報告書
- ②収支決算書
- ③対象経費の支出が分かる帳簿等（領収書）の写し
- ④事業に関連する資料等

助成金の返還

事業の未実施や事業内容の大幅な変更などがある場合は、助成金の一部または全額を返還してもらう場合があります。また、実績報告書が提出されない場合も同様の扱いとなりますのでご注意ください。